

(別紙 1)

試験の準備及び実施に関する基本的事項

I 学科試験について

1 試験前日までの準備

(1) 監督員の指名

試験実施総括責任者は、予め試験の監督等に従事する職員(以下「監督員」という。)を指名し、別紙様式により名簿を作成するとともに、監督員に監督業務の周知を図ること。

(2) 試験問題等の保管

試験実施責任者は、試験当日まで試験問題等の用紙を事務室内の施錠ができる書庫等に厳重に保管しておくこと。

(3) 試験会場の点検

試験実施責任者は、事前に試験会場を点検し、試験会場までの誘導方法及び受験者席の配置等を決めておくこと。

(4) 受験者名簿の点検等

試験実施責任者は、事前に受験者名簿を点検するとともに、受験番号札、予備の受験票その他必要な筆記用具等を用意しておくこと。

2 試験当日の準備

(1) 試験会場の設営

監督員は、時間に余裕をもって試験会場へ出向き、試験会場の設営に当たること。

(2) 試験問題等の管理

試験問題等の用紙は、試験会場に持ち込んだあとは、監督員の目の届くところに置き、厳重に管理すること。

3 試験の実施

(1) 受付

ア 受付時間は、原則として試験開始時間の1時間前から30分前までとする。

イ 受付において、受験票及び受験者名簿の写真により受験者本人であることを確認のうえ、所定の受験者席に着席させること。

ウ 受験票を持参しない者があったときは、受験者名簿の写真により受験者本人であることを確認のうえ、その氏名及び受験番号を記入した予備の受験票を持たせて入室させること。

エ 原則として、受験者本人以外の者の試験室内への入室は認めないこと。

(2) 試験の開始

ア 試験は、所定の時刻に監督員の合図によって一斉に開始すること。

- イ 試験開始後30分までの間は遅刻者の受験を認めることとする。
- ウ 監督員は、試験開始後、試験問題に関して不適切な部分があることを発見（受験者からの指摘を含む。）したときは、直ちにその内容を試験実施責任者に連絡すること。
- エ ウの連絡を受けた試験実施責任者は、直ちにその内容を試験実施総括責任者に連絡し、その指示を受けて措置すること。

(3) 試験の監督

監督員は、試験問題等の用紙の配布、回収のほか、試験に関する注意事項の説明及び試験室内の巡回などを行い、厳正な試験の実施に努めること。

(4) 試験の終了

- ア 試験は、所定の時刻に監督員の合図によって一斉に終了し、速やかに受験者を退場させること。
- イ 試験実施責任者は、試験終了後直ちに解答用紙を整理、確認のうえ、まとめて袋に入れて封印し、食品衛生課職員に引き渡すこと。
- ウ 試験実施総括責任者は、イにより回収した解答用紙を事務室内の施錠できる書庫等に厳重に保管すること。

4 その他

- (1) 試験実施責任者は、受験者数又は試験会場の状況等を勘案して、試験の準備及び実施に当たること。
- (2) 試験実施責任者は、試験の実施に関してこの要領で処理できない事故等が発生したときは、速やかに試験実施総括責任者に連絡し、その指示を受けること。

II 鑑別試験について

1 試験前日までの準備

(1) 監督員の指名

試験実施総括責任者は、Iの1(1)に準じて監督員を指名し、別紙様式により名簿を作成するとともに、監督員に監督業務の周知を図ること。

(2) ふぐの調達及び保管

試験実施責任者は、試験当日までに試験に適したふぐを調達し、汚損することのないよう適切に保管しておくこと。

(3) 試験会場の点検

試験実施責任者は、事前に試験会場を点検し、受験者の誘導方法及び試験に使用するふぐの配置等を決めておくこと。

(4) 受験者名簿の点検等

試験実施責任者は、事前に受験者名簿を点検するとともに、予備の受験票その他必要な筆記用具等を用意しておくこと。

2 試験当日の準備

(1) 試験会場の設営

監督員は、時間に余裕をもって試験会場へ出向き、試験会場の設営に当たること。

(2) ふぐの管理

試験に使用するふぐは、試験会場に持ち込んだあとは、汚損することのないよう監督員が適切に管理すること。

3 試験の実施

(1) 受付

ア 受付時間は、原則として試験開始時間の1時間前から30分前までとする。

イ 受付において、受験票及び受験者名簿の写真により受験者本人であることを確認のうえ、所定の場所に待機させること。

ウ 受験票を持参しない者があったときは、受験者名簿の写真により受験者本人であることを確認のうえ、その氏名及び受験番号を記入した予備の受験票を持たせて入室させること。

エ 原則として、受験者本人以外の者の試験室内への入室は認めないこと。

(2) 試験の開始

ア 試験は、所定の時刻に監督員の合図によって開始すること。

イ 試験開始時間に遅刻した者は受験を認めないこととする。

ウ 監督員は、試験開始後、試験問題に関して不適切な部分があることを発見(受験者からの指摘を含む。)したときは、直ちにその内容を試験実施責任者に連絡すること。

エ ウの連絡を受けた試験実施責任者は、直ちにその内容を試験実施総括

責任者に連絡し、その指示を受けて措置すること。

(3) 試験の監督

監督員は、受験者の誘導、使用するふぐの設置、解答用紙の回収のほか、試験に関する注意事項の説明及び試験室内の巡回などを行い、厳正かつ円滑な試験の実施に努めること。

(4) 試験の終了

ア 試験は、所定の時刻に監督員の合図によって終了し、試験を終了した受験者は速やかに退場させること。

イ 試験実施責任者は、試験終了後直ちに解答用紙を整理、確認のうえ、まとめて袋に入れて封印し、食品衛生課職員に引き渡すこと。

ウ 試験実施総括責任者は、イにより回収した解答用紙を事務室内の施錠できる書庫等に厳重に保管すること。

4 その他

(1) 試験実施責任者は、受験者数又は試験会場の状況等を勘案して、試験の準備及び実施に当たること。

(2) 試験実施責任者は、試験の実施に関してこの要領で処理できない事故等が発生したときは、速やかに試験実施総括責任者に連絡し、その指示を受けること。

Ⅲ 処理試験について

1 試験前日までの準備

(1) 監督員及び採点員の指名

試験実施総括責任者は、Iの1(1)に準じて監督員を、業界団体から推薦された専門家を処理試験の採点員(以下、「採点員」という。)として予め指名し、別紙様式により名簿を作成するとともに、監督員及び採点員に監督業務の周知を図ること。

(2) 採点員の要件

業界団体から推薦を受ける採点員は、以下の要件を満たす者とする。

ア 試験日に採点業務に専従できる者であること。

イ 試験日時時点でふぐ処理者の資格(他自治体における認定、免許等を含む)を有すること。

ウ 日頃からふぐを処理しており、熟達した知識及び技能を有する者であること。

エ 人格円満で採点員として適任者であること。

(3) ふぐの調達及び保管

試験実施責任者は、試験当日までに十分な数量のふぐを調達し、汚損することのないよう適切に保管しておくこと。

(4) 試験会場の点検

試験実施責任者は、事前に試験会場を点検し、試験会場までの誘導方法及び受験者の配置等を決めておくこと。

(5) 受験者名簿の点検等

試験実施責任者は、事前に受験者名簿を点検するとともに、予備の受験票その他必要な物品等を用意しておくこと。

2 試験当日の準備

(1) 試験会場の設営

監督員は、時間に余裕をもって試験会場へ出向き、試験会場の設営に当たること。

(2) ふぐの管理

試験に使用するふぐは、試験会場に持ち込んだあとは、汚損することのないよう監督員が適切に管理すること。

3 試験の実施

(1) 受付

ア 受付時間は、原則として試験開始時間の30分前から15分前までとする。

イ 受付において、受験票及び受験者名簿の写真により受験者本人であることを確認のうえ、所定の場所に待機させること。

ウ 受験票を持参しない者があったときは、受験者名簿の写真により受験

者本人であることを確認のうえ、その氏名及び受験番号を記入した予備の受験票を持たせて入室させること。

エ 受験者本人以外の者の試験室内への入室は認めないこと。

(2) 試験の開始

ア 試験は、所定の時刻に監督員の合図によって一斉に開始すること。

イ 試験開始時間に遅刻した者は受験を認めないこととする。

ウ 監督員は、試験開始後、試験の継続が困難な事由を発見（受験者からの指摘を含む。）したときは、直ちにその内容を試験実施責任者に連絡すること。

エ ウの連絡を受けた試験実施責任者は、直ちにその内容を試験実施総括責任者に連絡し、その指示を受けて措置すること。

(3) 試験の監督

監督員は、使用するふぐの設置、採点表の回収、設備器具の清掃洗浄のほか、試験に関する注意事項の説明及び試験室内の巡回などを行い、厳正かつ円滑な試験の実施に努めること。

(4) 試験の終了

ア 試験は、所定の時刻に監督員の合図によって一斉に終了し、速やかに受験者を退場させること。

イ 試験実施責任者は、試験終了後直ちに採点表を整理、確認のうえ、まとめて袋に入れて封印し、食品衛生課職員に引き渡すこと。

ウ 試験実施総括責任者は、イにより回収した採点表を事務室内の施錠できる書庫等に厳重に保管すること。

4 その他

(1) 試験実施責任者は、受験者数又は試験会場の状況等を勘案して、試験の準備及び実施に当たること。

(2) 試験実施責任者は、試験の実施に関してこの要領で処理できない事故等が発生したときは、速やかに試験実施総括責任者に連絡し、その指示を受けること。

(別紙2)

合否判定基準

- 1 次の条件を全て満たす者を合格とする。
 - (1) 学科試験及び鑑別試験の得点の合計が満点の60%以上であること。
 - (2) 処理試験において、以下の審査事項に不備が見られないこと。

なお、採点にあたっては、別添「処理試験採点票」を使用することとする。

 - ア 20分以内にふぐ1匹を処理し、食用可能な部位と不可食部位を分けることができる。
 - イ 臓器の種類(肝臓、腎臓、脾臓、心臓、胆嚢、生殖巣(卵巣または精巣)、消化管(胃腸))をあらかじめ用意された名称札により解答することができる。
 - ウ ふぐの取扱いや処理を衛生的に行うことができる。
- 2 上記の者であっても、試験中又は試験後に不正行為の発覚した者については不合格とする。

処理試験採点票

審査事項	採点項目	可否
ふぐの内臓鑑別	肝臓に「肝臓」の名称札を置いていること	
	腎臓に「腎臓」の名称札を置いていること	
	脾臓に「脾臓」の名称札を置いていること	
	心臓に「心臓」の名称札を置いていること	
	胆嚢に「胆嚢」の名称札を置いていること	
	生殖巣に「卵巣（雌の場合）」、「精巣（雄の場合）」、「生殖巣（両性ふぐの場合）」のいずれかの名称札を置いており、該当しない名称札は使用せずに残っていること	
	消化管に「消化管（胃腸）」の名称札を置いていること	
処理の技術	可食部位のバットに不可食部位を入れていないこと ただし、精巣（雄の場合）については、不可食部位のバットに入れていないこと	
	可食部分に有毒臓器、多量の粘膜及び血液が付着していないこと	
衛生的な取扱い	調理器具を有毒臓器、粘膜、血液等で汚染した場合は、都度洗浄を行っていること	

別紙様式

監督員及び採点員

1 学科試験及び鑑別試験

区分	職名等	氏名

2 処理試験

区分	職名等	氏名